

小規模事業者持続化補助金

※販路開拓来い顧問活用可能



概要

小規模事業者が制度変更（働き方改革、賃上げ、インボイス導入）に対応するため、**販路開拓**の一部を補助することで、生産性向上と持続的発展を図る目的

補助額

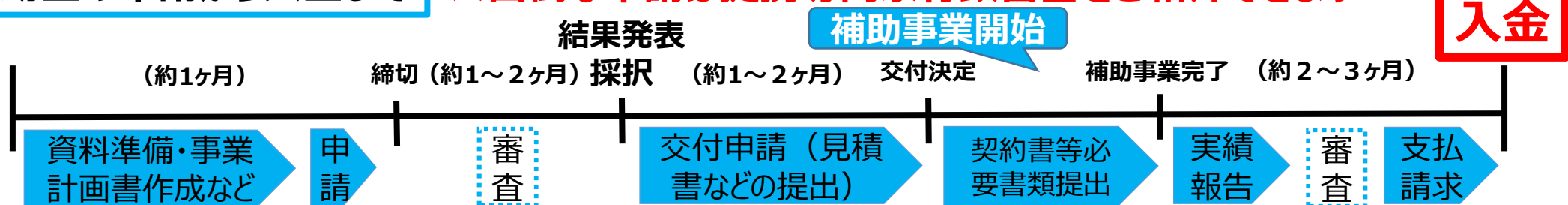
補助対象経費の**3分の2**
上限200万円
（インボイス導入で50万円上乘せ）

補助対象者

従業員5名以下のサービス業
従業員20名以下の宿泊・娯楽業
従業員20名以下の製造業・その他

補助金の申請から入金まで

※面倒な申請は提携専門家行政書士をご紹介できます



※まずは実費で支払う＝「補助金は後払い」

来い顧問アポ代行
委託費など

[令和5年度] 経営力強化支援事業補助金

応募要項

R5.4

1 補助概要

(1) 補助内容及び補助額

下記事業に取り組む中小企業者・個人事業主に対し、経費の一部を助成します。(最大140万円)
 各事業の補助額の上限に達するまで、**複数回の申請が可能**です。

補助対象事業の実施及び支払いまで完了した後、必要書類一式を揃えた上で郵送にて申請してください。

No	補助内容	補助額	補助率
1	経営計画等策定支援 専門家による経営計画や販売計画等の策定及びコンサルティングに係る経費	合計 30万円 まで	10 / 10
2	補助金申請手続き支援 専門家による各種補助金及び給付金等の申請に係る経費		
3	販売促進・業態転換支援 広告費等の販売促進及び新分野への業態転換に係る経費		
4	インバウンド対応支援 多言語化対応及び和式トイレの洋式化に係る経費	合計 80万円 まで	4 / 5
5	IT・デジタル対応支援 業務効率化等のためのITの導入やデジタル化に係る経費		
6	設備等購入支援 生産性向上及び省エネ等に資する設備等の購入に係る経費		
7	展示会等出展支援 販路拡大のための展示会・見本市等への出展に係る経費	30万円 まで	

(消費税込み、千円未満切捨て)

3 販売促進・業態転換支援

自社の商品やサービスを宣伝するための広告や宣伝等の販売促進に係る経費や、新商品・新サービスの開発等の新分野への業態転換に係る経費を補助します。

【事例】

- ・新商品を宣伝するためのチラシ作成を外注したい
- ・グルメ情報検索サイト、理容店情報検索サイト等に店の情報を掲載したい
- ・自社をより宣伝するために、ホームページをリニューアルしたい
- ・新商品のパッケージのデザインをデザイナーに外注したい
- ・インターネット検索で目立つように、自社ホームページが上位に表示されるようにしたい
- ・経営者や従業員が、知識習得や資格取得のためにセミナーを受講したい
- ・サービスの質を向上させるために、参考となる書籍や資料を購入したい
- ・テイクアウトを始めるための容器を購入したい

【対象となるもの・ならないもの】

<p>対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載費 ・チラシや看板の制作委託費 ・ホームページの作成やリニューアルを行う際の制作委託費 ・ECサイトの初期登録費用(ECサイトの出店料、販売手数料は除く) ・試作品のための原材料購入費 ・販売促進・業態転換に直接紐づく消耗品購入費 ・販売促進及び業態転換に係る外注費、研修費、資料購入費 ・ノベルティグッズの制作委託費 ・販促のためのイベントへの参加費 ・テイクアウトや配達に必要な容器の購入費 ・配達に必要な自転車や原動機付自転車の購入費
<p>対象外経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車、オートバイ(原動機付自転車以外)の購入費 ・普通免許、普通二輪免許、大型二輪免許の取得に係る経費 ・機械装置・工具器具等の購入費 ・新聞、定期刊行物の購入費 ・ドメイン費用、サーバー費用、ホームページ作成ツールの利用料 ・新宿区外の事業所にて利用するものに係る経費 ・人件費、旅費交通費、通信費 ・国や他の団体等から補助金の交付を受ける経費 ・本補助金の内容に合致しない経費